

発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請

設置許可基準規則の条文整理について

2023年3月9日

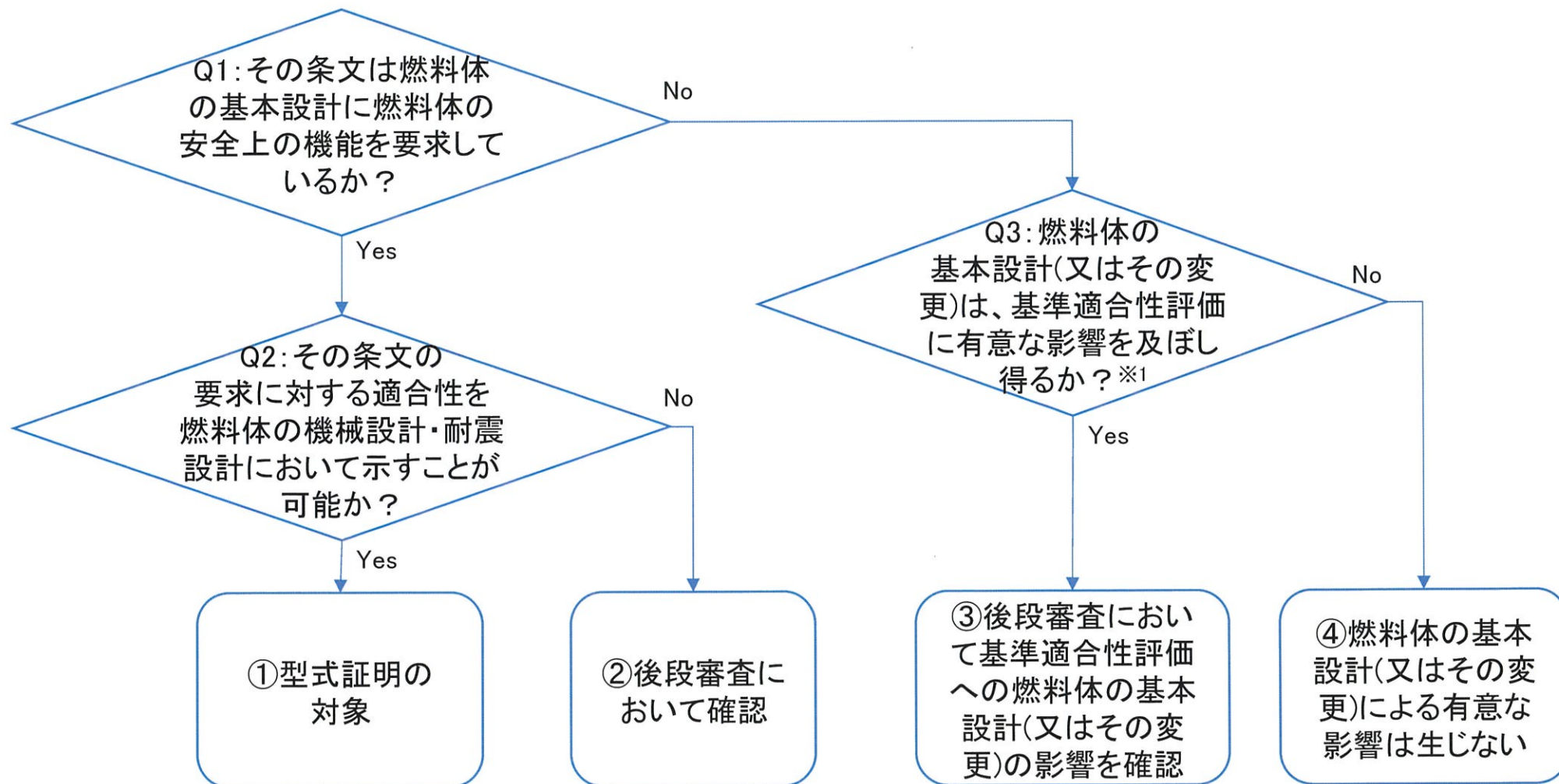
株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

1. 条文整理フロー ……P.2

添付1 条文整理表 ……添付1 P.1

1. 条文整理フロー

- 以下のフロー図に沿って設置許可基準規則の各条文を整理した。



※1 第四十三条以降の重大事故等対処施設は第三十七条の評価内容等を踏まえて後段審査にて確認することとした。

条文整理表(1/6)

設置許可基準規則		GNF3型式証明 条文整理					
条項		Q1:その条文は、燃料体の基本設計に燃料体の安全上の機能を要求しているか?	Q2:その条文の要求に対する適合性を、燃料体の機械設計・耐震設計において示すことが可能か?	Q3:燃料体の基本設計(又はその変更)は、基準適合性評価に有意な影響を及ぼし得るか?	分類	説明	
第一条	適用範囲		—	—	—	本条文は、設置許可基準規則適用範囲の説明であり、要求事項ではないため適用対象外。	
第二条	定義	—	—	—	—	本条文は、設置許可基準規則で使用する言葉の定義であり、要求事項ではないため適用対象外。	
第三条	設計基準対象施設の地盤	No	/	No	④有意な影響は生じない	本条文は、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。また、燃料体の使用及び貯蔵場所に変更はないこと及びそれらの運用に変更は伴わないことから、既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	
第四条	地震による損傷の防止	第1項	Yes	Yes	/	①型式	本条項は、燃料体の安全上の機能として被覆管閉じ込め機能を要求しており、また、当該要求に対する適合性については、燃料体の耐震設計において示すことが可能であるため、申請対象とする。
		第2項	No	/	No	④有意な影響は生じない	本条項は、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。また、燃料体の使用及び貯蔵場所に変更はないこと及びそれらの運用に変更は伴わないことから、既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。 (燃料体の基本設計の変更による既設置許可の本文及び添付書類の変更は生じない。なお、炉内構造物に対する地震力への影響は軽微であると考えられるが、詳細については必要に応じて設工認で確認される。)
		第3項	No	/	No	④有意な影響は生じない	本条項は、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。また、燃料体の使用及び貯蔵場所に変更はないこと及びそれらの運用に変更は伴わないことから、既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。 (燃料体の基本設計の変更による既設置許可の本文及び添付書類の変更は生じない。なお、安全機能のうち制御棒の挿入機能はチャンネルボックス及び制御棒に対して要求しており、燃料体の基本設計の変更による影響は軽微であると考えられる。また、燃料集合体の前壊熱除去可能形状の維持機能については設工認で評価を示している。詳細については必要に応じて設工認で確認される。)
		第4項	No	/	No	④有意な影響は生じない	本条項は、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。また、燃料体の使用及び貯蔵場所に変更はないこと及びそれらの運用に変更は伴わないことから、既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
		第5項	Yes	Yes	/	①型式	本条項は、燃料体の安全上の機能として被覆管閉じ込め機能を要求しており、また、当該要求に対する適合性については、燃料体の耐震設計において示すことが可能であるため、申請対象とする。
		第6項	No	/	Yes (兼用キャスクの収納物とする場合)	—	(兼用キャスクを使用する場合の要求のため対象外とした)
		第7項	No	/	Yes (兼用キャスクの収納物とする場合)	—	(兼用キャスクを使用する場合の要求のため対象外とした)
第五条	津波による損傷の防止	No	/	No	④有意な影響は生じない	本条文は、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。また、燃料体の使用及び貯蔵場所に変更はないこと及びそれらの運用に変更は伴わないことから、既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	
第六条	外部からの衝撃による損傷の防止	No	/	No	④有意な影響は生じない	本条文は、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。また、燃料体の使用及び貯蔵場所に変更はないこと及びそれらの運用に変更は伴わないことから、既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	
第七条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	No	/	No	④有意な影響は生じない	本条文は、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。また、燃料体の使用及び貯蔵場所に変更はないこと及びそれらの運用に変更は伴わないことから、既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	
第八条	火災による損傷の防止	No	/	No	④有意な影響は生じない	本条文は、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。また、燃料体の使用及び貯蔵場所に変更はないこと及びそれらの運用に変更は伴わないことから、既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	
第九条	溢水による損傷の防止等	No	/	No	④有意な影響は生じない	本条文は、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。また、燃料体の使用及び貯蔵場所に変更はないこと及びそれらの運用に変更は伴わないことから、既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	
第十条	誤操作の防止	No	/	No	④有意な影響は生じない	本条文は、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。また、燃料体の使用及び貯蔵場所に変更はないこと及びそれらの運用に変更は伴わないことから、既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	

条文整理表(2/6)

設置許可基準規則		GNF3型式証明 条文整理					
条項		Q1:その条文は、燃料体の基本設計に燃料体の安全上の機能を要求しているか?	Q2:その条文の要求に対する適合性を、燃料体の機械設計・耐震設計において示すことが可能か?	Q3:燃料体の基本設計(又はその変更)は、基準適合性評価に有意な影響を及ぼし得るか?	分類	説明	
第十一条	安全避難通路等	No	/	No	④有意な影響は生じない	本条文は、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。また、燃料体の使用及び貯蔵場所に変更はないこと及びそれらの運用に変更は伴わないことから、既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	
第十二条	安全施設	Yes	No	/	②設置(変更)許可	本条文第1項に関連して、既設置許可では安全機能の重要度分類として、燃料集合体の炉心形状の維持機能、燃料被覆管の核分裂生成物の原子炉冷却材中への放散防止機能のほか、各種系統の未臨界維持機能、炉心冷却機能等が分類されている。燃料体の基本設計の変更によってこれらの安全機能の評価に影響を及ぼす。また本条文第2項に関連する系統の評価、第3項に関連する環境条件に影響を及ぼす可能性がある。各機能の基準適合性は第十三条、第十五条、第十六条等の条文で確認されるものを含み、これらの条文に対する基準適合性は燃料体の機械設計・耐震設計のみでは示すことができないため、本条文についても後段審査で確認するものとする。	
第十三条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	Yes	No	/	②設置(変更)許可	本条文は、燃料体、炉心及び設計基準対象施設の基本設計に対し、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止に関する安全上の機能を要求しているが、基準適合性を燃料体の機械設計・耐震設計のみでは示すことができないため、本条文については後段審査で確認するものとする。	
第十四条	全交流動力電源喪失対策設備	No	/	No	④有意な影響は生じない	本条文は、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。また、全交流動力電源喪失対策設備に変更はないこと及びそれらの運用に変更は伴わないことから、既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。	
第十五条	炉心等	第1項	Yes	No	/	②設置(変更)許可	本条項は、燃料体及び炉心の基本設計に対し、原子炉固有の出力抑制特性を有すること等の安全上の機能を要求しているが、基準適合性を燃料体の機械設計・耐震設計のみでは示すことができないため、本条項については後段審査で確認するものとする。
		第2項	Yes	No (※部分的にYes)	/	②設置(変更)許可 (Q2でYesの部分は①型式)	本条項は、燃料体、炉心及び設計基準対象施設の基本設計に対し、安全上の機能として、通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時に発電用原子炉の運転に支障が生ずる場合において、原子炉冷却系統、原子炉停止系統、反応度制御系統、計測制御系統及び安全保護回路の機能と併せて機能することにより燃料要素の許容損傷限界を超えないことを要求しているが、基準適合性を燃料体の機械設計・耐震設計のみでは示すことができないため、本条項については後段審査で確認するものとする。 ※燃料要素の許容損傷限界の一つである燃料被覆管の1%の円周方向平均塑性歪を超えないことの確認について、本型式証明申請においては、評価基準(被覆管に1%の円周方向平均塑性歪が生じる線出力密度)、評価方法及び評価条件を示しており、後段審査では、運転時の異常な過渡変化に対して、プラントの各系統とあいまって、燃料被覆管とペレットの相対的膨張によって燃料被覆管に1%の円周方向平均塑性歪が生ずる線出力密度を超えないことを確認することとしている。この点は、型式証明にて包括的な過渡時の線出力密度に対する評価結果及び基準適合性を示した上で、特定機器を使用することができる範囲又は条件に当該線出力密度を付すことも可能である。
		第3項	Yes	No	/	②設置(変更)許可	本条項は、燃料体、炉心及び設計基準対象施設の基本設計に対し、発電用原子炉を安全に停止し、かつ、停止後に炉心の冷却機能を維持できることに関する安全上の機能を要求しているが、基準適合性を燃料体の機械設計・耐震設計のみでは示すことができないため、本条項については後段審査で確認するものとする。
		第4項	Yes	Yes	/	①型式	本条項は、燃料体の安全上の機能として流体振動によって損傷を受けないものであることを要求しており、また、当該要求に対する適合性については、燃料体の機械設計によって示すことが可能であるため、申請対象とする。
		第5項・第6項一	Yes	Yes	/	①型式	本条項は、燃料体の安全上の機能として通常時の最も厳しい条件において必要な物理的及び化学的性質を保持するものであること並びに通常時及び過渡時の圧力、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐えるものとするを要求しており、また、当該要求に対する適合性については、燃料体の機械設計によって示すことが可能であるため、申請対象とする。
		第6項二	Yes	Yes	/	①型式	本条項は、燃料体の安全上の機能として輸送中又は取扱中において、著しい変形を生じないものとするを要求しており、また、当該要求に対する適合性については、燃料体の機械設計によって示すことが可能であるため、申請対象とする。

条文整理表(3/6)

設置許可基準規則		GNF3型式証明 条文整理			
条項	Q1:その条文は、燃料体の基本設計に燃料体の安全上の機能を要求しているか?	Q2:その条文の要求に対する適合性を、燃料体の機械設計・耐震設計において示すことが可能か?	Q3:燃料体の基本設計(又はその変更)は、基準適合性評価に有意な影響を及ぼし得るか?	分類	説明
第十六条	燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	No		Yes	③設置(変更)許可 本条文は、燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設に係る条文であり、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。しかし、燃料体の基本設計の変更によって燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設の設計条件に影響を与える可能性があるため、本条文についても後段審査で確認するものとする。
第十七条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	No		Yes	③設置(変更)許可 本条文は原子炉冷却材圧力バウンダリに係る条文であり、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。しかし、燃料体の基本設計の変更によって原子炉冷却材圧力バウンダリへの負荷条件に影響を与える可能性があるため、本条文についても後段審査で確認するものとする。なお、後段審査において、影響の有無については第十三条にて確認される。
第十八条	蒸気タービン	No		No	④有意な影響は生じない 本条文は、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。また、蒸気タービンに係る条文であるため、既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第十九条	非常用炉心冷却設備	No		Yes	③設置(変更)許可 本条文は、非常用炉心冷却設備に係る条文であり、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。しかし、燃料体の基本設計の変更によって非常用炉心冷却設備に関する設計条件に影響を与える可能性があるため、本条文についても後段審査で確認するものとする。なお、後段審査において、影響の有無については第十三条にて確認される。
第二十条	一次冷却材の減少分を補給する設備	No		No	④有意な影響は生じない 本条文は、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。本条文は一次冷却材の減少分を補給する設備に係る条文であり、燃料体の基本設計の変更による影響は軽微であることから、既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第二十一条	残留熱を除去することができる設備	No		Yes	③設置(変更)許可 本条文は、残留熱を除去することができる設備に係る条文であり、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。しかし、燃料体の基本設計の変更によって残留熱を除去することができる設備に関する設計条件に影響を与える可能性があり、影響の有無については後段審査で確認するものとする。
第二十二条	最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備	No		Yes	③設置(変更)許可 本条文は、最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備に係る条文であり、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。しかし、燃料体の基本設計の変更によって最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備に関する設計条件に影響を与える可能性があり、影響の有無については後段審査で確認するものとする。
第二十三条	計測制御系統施設	No		No	④有意な影響は生じない 本条文は計測制御系統施設に係る条文であり、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。燃料体の変更に伴う当該設備の変更は生じないと考えられるが、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時の計測制御機能への影響の有無については第十三条の評価内容等を踏まえて後段審査にて確認するものとする。
第二十四条	安全保護回路	No		No	④有意な影響は生じない 本条文は安全保護回路に係る条文であり、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。燃料体の変更に伴う当該設備の変更は生じないと考えられるが、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止に関する安全上の機能への影響の有無については、第十三条の評価内容等を踏まえて後段審査にて確認するものとする。
第二十五条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	No		Yes	③設置(変更)許可 本条文は、反応度制御系統及び原子炉停止系統に係る条文であり、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。しかし、燃料体の基本設計の変更によって反応度制御系統及び原子炉停止系統に関する設計条件に影響を与える可能性があるため、本条文についても後段審査で確認するものとする。
第二十六条	原子炉制御室等	No		No	④有意な影響は生じない 本条文は原子炉制御室等に係る条文であり、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。燃料体の変更に伴う居住性評価への影響は軽微であるため、既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。なお、重大事故等時の居住性評価は第五十九条で確認される。
第二十七条	放射性廃棄物の処理施設	No		No	④有意な影響は生じない 本条文は放射性廃棄物の処理施設に係る条文であり、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。燃料体の変更に伴う当該処理施設の評価に係る線量評価への影響は軽微であるため、既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。なお、気象条件等の評価条件に変更が生じる場合は後段審査にて確認するものとする。
第二十八条	放射性廃棄物の貯蔵施設	No		No	④有意な影響は生じない 本条文は、放射性廃棄物の貯蔵施設に係る条文であり、燃料体の変更に伴い既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。

条文整理表(4/6)

設置許可基準規則		GNF3型式証明 条文整理				
条項	Q1:その条文は、燃料体の基本設計に燃料体の安全上の機能を要求しているか?	Q2:その条文の要求に対する適合性を、燃料体の機械設計・耐震設計において示すことが可能か?	Q3:燃料体の基本設計(又はその変更)は、基準適合性評価に有意な影響を及ぼし得るか?	分類	説明	
第二十九条	工場等周辺における直接線等からの防護	No		No	④有意な影響は生じない	本条文は、工場等周辺における直接線等からの防護に係る条文であり、燃料体の変更に伴い既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第三十条	放射線からの放射線業務従事者の防護	No		No	④有意な影響は生じない	本条文は、放射線からの放射線業務従事者の防護に係る条文であり、燃料体の変更に伴い既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第三十一条	監視設備	No		No	④有意な影響は生じない	本条文は、監視設備に係る条文であり、燃料体の変更に伴い既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第三十二条	原子炉格納施設	No		Yes	③設置(変更)許可	本条文は、原子炉格納施設に係る条文であり、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。しかし、燃料体の基本設計の変更によって原子炉格納施設に関する設計条件に影響を与える可能性があるため、本条文についても後段審査で確認するものとする。なお、後段審査において、影響の有無については第十三条にて確認される。
第三十三条	保安電源設備	No		No	④有意な影響は生じない	本条文は、保安電源設備に係る条文であり、燃料体の変更に伴い既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第三十四条	緊急時対策所	No		No	④有意な影響は生じない	本条文は、緊急時対策所に係る条文であり、燃料体の変更に伴い既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第三十五条	通信連絡設備	No		No	④有意な影響は生じない	本条文は、通信連絡設備に係る条文であり、燃料体の変更に伴い既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第三十六条	補助ボイラー	No		No	④有意な影響は生じない	本条文は、補助ボイラーに係る条文であり、燃料体の変更に伴い既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第三十七条	重大事故等の拡大の防止等	No		Yes	③設置(変更)許可	本条文は、重大事故等の拡大の防止等に係る条文であり、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。しかし、燃料体の基本設計の変更によって重大事故等の拡大の防止等に関する設計条件に影響を与える可能性があるため、本条文についても後段審査で確認するものとする。
第三十八条	重大事故等対処施設の地盤	No		No	④有意な影響は生じない	本条文は、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。また、燃料体の使用及び貯蔵場所に変更はないこと及びそれらの運用に変更は伴わないことから、既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第三十九条	地震による損傷の防止	No		No	④有意な影響は生じない	本条文は、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。また、燃料体の使用及び貯蔵場所に変更はないこと及びそれらの運用に変更は伴わないことから、既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第四十条	津波による損傷の防止	No		No	④有意な影響は生じない	本条文は、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。また、燃料体の使用及び貯蔵場所に変更はないこと及びそれらの運用に変更は伴わないことから、既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第四十一条	火災による損傷の防止	No		No	④有意な影響は生じない	本条文は、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。また、燃料体の使用及び貯蔵場所に変更はないこと及びそれらの運用に変更は伴わないことから、既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。

条文整理表(5/6)

設置許可基準規則		GNF3型式証明 条文整理				
条項		Q1:その条文は、燃料体の基本設計に燃料体の安全上の機能を要求しているか?	Q2:その条文の要求に対する適合性を、燃料体の機械設計・耐震設計において示すことが可能か?	Q3:燃料体の基本設計(又はその変更)は、基準適合性評価に有意な影響を及ぼし得るか?	分類	説明
第四十二条	特定重大事故等対処施設	No		Yes	③設置(変更)許可	本条文は、特定重大事故等対処施設に係る条文であり、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。しかし、燃料体の基本設計の変更によって特定重大事故等対処施設に関する設計条件に影響を与える可能性があり、その影響については後段審査で確認するものとする。
第四十三条	重大事故等対処設備	No		—	—	本条文は重大事故等対処設備に係る条文であり、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。燃料体の変更に伴う影響の有無については第三十七条の評価内容等を踏まえて後段審査にて確認するものとする。
第四十四条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	No		—	—	本条文は緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備に係る条文であり、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。燃料体の変更に伴う影響の有無については第三十七条の評価内容等を踏まえて後段審査にて確認するものとする。
第四十五条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	No		—	—	本条文は原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に係る条文であり、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。燃料体の変更に伴う影響の有無については第三十七条の評価内容等を踏まえて後段審査にて確認するものとする。
第四十六条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	No		—	—	本条文は原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備に係る条文であり、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。燃料体の変更に伴う影響の有無については第三十七条の評価内容等を踏まえて後段審査にて確認するものとする。
第四十七条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	No		—	—	本条文は原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に係る条文であり、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。燃料体の変更に伴う影響の有無については第三十七条の評価内容等を踏まえて後段審査にて確認するものとする。
第四十八条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	No		—	—	本条文は最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備に係る条文であり、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。燃料体の変更に伴う影響の有無については第三十七条の評価内容等を踏まえて後段審査にて確認するものとする。
第四十九条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	No		—	—	本条文は原子炉格納容器内の冷却等のための設備に係る条文であり、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。燃料体の変更に伴う影響の有無については第三十七条の評価内容等を踏まえて後段審査にて確認するものとする。
第五十条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	No		—	—	本条文は原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備に係る条文であり、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。燃料体の変更に伴う影響の有無については第三十七条の評価内容等を踏まえて後段審査にて確認するものとする。
第五十一条	原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備	No		—	—	本条文は原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備に係る条文であり、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。燃料体の変更に伴う影響の有無については第三十七条の評価内容等を踏まえて後段審査にて確認するものとする。
第五十二条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	No		—	—	本条文は水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備に係る条文であり、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。燃料体の変更に伴う影響の有無については第三十七条の評価内容等を踏まえて後段審査にて確認するものとする。

条文整理表(6/6)

設置許可基準規則		GNF3型式証明 条文整理				
条項	Q1:その条文は、燃料体の基本設計に燃料体の安全上の機能を要求しているか?	Q2:その条文の要求に対する適合性を、燃料体の機械設計・耐震設計において示すことが可能か?	Q3:燃料体の基本設計(又はその変更)は、基準適合性評価に有意な影響を及ぼし得るか?	分類	説明	
第五十三条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	No	/	—	—	本条文は水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備に係る条文であり、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。燃料体の変更に伴う影響の有無については第三十七条の評価内容等を踏まえて後段審査にて確認するものとする。
第五十四条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	No	/	—	—	本条文は使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に係る条文であり、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。燃料体の変更に伴う影響の有無については第三十七条の評価内容等を踏まえて後段審査にて確認するものとする。
第五十五条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	No	/	—	—	本条文は工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る条文であり、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。燃料体の変更に伴う影響の有無については第三十七条の評価内容等を踏まえて後段審査にて確認するものとする。
第五十六条	重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備	No	/	—	—	本条文は重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備に係る条文であり、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。燃料体の変更に伴う影響の有無については第三十七条の評価内容等を踏まえて後段審査にて確認するものとする。
第五十七条	電源設備	No	/	—	—	本条文は電源設備に係る条文であり、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。燃料体の変更に伴う影響の有無については第三十七条の評価内容等を踏まえて後段審査にて確認するものとする。
第五十八条	計装設備	No	/	—	—	本条文は計装設備に係る条文であり、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。燃料体の変更に伴う影響の有無については第三十七条の評価内容等を踏まえて後段審査にて確認するものとする。
第五十九条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	No	/	—	—	本条文は運転員が原子炉制御室にとどまるための設備に係る条文であり、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。燃料体の変更に伴う影響の有無については第三十七条の評価内容等を踏まえて後段審査にて確認するものとする。
第六十条	監視測定設備	No	/	—	—	本条文は監視測定設備に係る条文であり、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。燃料体の変更に伴う影響の有無については第三十七条の評価内容等を踏まえて後段審査にて確認するものとする。
第六十一条	緊急時対策所	No	/	—	—	本条文は緊急時対策所に係る条文であり、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。燃料体の変更に伴う影響の有無については第三十七条の評価内容等を踏まえて後段審査にて確認するものとする。
第六十二条	通信連絡を行うために必要な設備	No	/	—	—	本条文は通信連絡を行うために必要な設備に係る条文であり、燃料体の基本設計には燃料体の安全上の機能を要求していない。燃料体の変更に伴う影響の有無については第三十七条の評価内容等を踏まえて後段審査にて確認するものとする。

(凡例)

①型式	型式証明の対象
②設置(変更)許可	後段審査において確認
③設置(変更)許可	後段審査において基準適合性評価への燃料体の基本設計(又はその変更)の影響を確認
④有意な影響は生じない	燃料体の基本設計(又はその変更)による有意な影響は生じない